

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成23年3月8日

京都市長 門川大作

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事名称

京都市立岡崎中学校地震補強工事

### (2) 工事場所

京都市左京区岡崎東天王町1番地

### (3) 工事概要

京都市立岡崎中学校の③―1及び2棟（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積約670平方メートル コンクリート強度13.5ニュートン毎平方ミリメートル以上）、⑧―1～4棟（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積約2,273平方メートル コンクリート強度13.5ニュートン毎平方ミリメートル以上）、⑫―1及び2棟（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積約2,138平方メートル コンクリート強度13.5ニュートン毎平方ミリメートル以上）に係る以下の工事の設計施工を一括発注する。

なお、⑧―1～4棟については、一部、コンクリート強度13.5ニュートン毎平方ミリメートル未満の部分があるため、本市が提示する耐震補強計画（鋼板内蔵型鉄筋コンクリートブレース工法による。）に基づいて行うことも可とする。

ア 耐震改修工事

イ 電気設備改修工事

ウ 機械設備改修工事

エ 外壁改修工事（ただし、③―1及び2棟に限る。）

### (4) 工期

契約の日から平成24年3月21日まで

### (5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することは

できないこととする。

なお、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約することとなった場合には、上記の4割を2割と読み替えるとともに、中間前払金の支払対象外とする。

## イ 部分払

1回以内の出来形部分に相応する部分払を行う。ただし、中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできない。

## 2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書等の複写を承認し、当該有資格者が設計図書等の複写（有料）を入手することにより入札を行う。ただし、下記(5)アに該当する者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる（この場合、4(3)アのとおり、あらかじめ京都市電子入札システムを通じて、京都市電子入札システムの本件に係る一般競入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）を提出しておく必要がある。）。
- (4) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、参加資格確認通知時に交付する「京都市立岡崎中学校地震補強工事に係る総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

- (5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については、4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもので、又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札

する者を「インターネット利用者」という。)

イ 入札端末機利用者カード(京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。))。

### 3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出の日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日((6)及び(7)にあつては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間)において次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 本市内に本店を有し、建設業法に基づく建築工事業の許可を有すること。
- (2) 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。以下同じ。)における「建築一式」の総合評定値が850点以上あること。
- (3) 元請として、次のア又はイの施工実績を有すること。ただし、平成7年度以降に完成済みのものであること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

ア 延べ面積1,400平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の耐震改修工事の施工実績

イ 延べ面積2,300平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の新築工事(増築面積が2,300平方メートル以上の増築工事も可とする。)の施工実績

- (4) 建設業法に基づく建築工事業に係る監理技術者(監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。)を専任で1名以上配置し得ること。

なお、当該技術者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者として配置され

ていないこと。

イ 一般競争入札参加資格確認申請日から落札決定までの期間に、全ての工事の入札案件において、技術者として配置を予定されていない者であること。

ウ 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

エ 常勤の自社社員であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(5) 自社又は本件工事に係る協力会社（いずれも建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。）において、次のア及びイの条件を満たす一級建築士を本件工事に係る設計者（以下、「耐震改修計画策定者」という。）として1名以上配置し得ること。ただし、前記協力会社は、本件入札の他の入札者の協力会社を兼ねることはできない。

ア 耐震診断に関する次の講習会のいずれかを受講し修了していること。

(ア) 社団法人文教施設協会が主催する次のa～cのいずれかに該当するもの。

a 「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」（平成13年12月）

b 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）・鉄骨造（屋内運動場等）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

c 「既存鉄筋コンクリート造（2001年改訂版）学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会」

(イ) 財団法人日本建築防災協会が主催する「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版）講習会」

イ 平成7年度以降に、鉄筋コンクリート造の2階建て以上の建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第8条第3項第1号に定める基準に適合している旨を証する書面（以下、「耐震基準適合を証する書面」という。）の交付を受けた耐震改修計画の策定実績を有すること。

なお、上記耐震改修計画の耐震基準適合を証する書面の交付者は、学識経験者等の建築構造専門家で組織される委員会等を設置した公的機関で、地方公共団体等が専門機能を有すると認めたものでなければならない。

また、本件工事に配置予定の耐震改修計画策定者は、常勤の自社社員又は本件工事に係る協力会社の常勤の自社社員であり、かつ、いずれの場合でも一般競争入札参

加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があり、落札後においては、実際に配置する耐震改修計画策定者の変更は認められない。

- (6) 契約課が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

- (7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認め

られた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 建築工事業の建設業許可証明書又は通知書の写し

ウ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

エ 施工実績調書（用紙交付）

3(3)の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

オ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)の技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること。

カ 耐震改修計画策定者配置予定調書兼耐震改修計画設計実績調書（用紙交付）

3(5)の耐震改修計画策定者及び耐震改修計画策定実績を記載し、その者の資格、雇用関係を証明し得る書類等の写し及び耐震診断に関する講習会の受講修了証の写し並びに耐震改修計画策定実績を証明し得る契約書、設計図書、耐震基準適合を証する書面及び一級建築士事務所の登録通知書等の写しを添付すること。

## (2) 申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

（電話075-222-3313）

(イ) 交付期間

公告の日から平成23年3月15日（火）正午まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正

午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の交付期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

4(2)ア(イ)の期間内に、電子入札システムの申請書に必要な事項を入力のうち、4(1)に掲げる書類を、ワード、エクセル(Office2003で扱えること。以下同じ。)又はPDFファイル(Adobe Reader 7.0で扱えること。以下同じ。)にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 端末機利用者の場合

4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し、提出すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、4(2)ア(ア)の場所で、速やかに本件工事の設計図書等の複写承認申請書及び総合評価に係る落札者決定基準等の交付を受けるとともに、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写し(有料)を入手すること(ただし、インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、設計図書等をダウンロードすることができる。)

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成23年3月24日(木)

## エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成23年3月29日（火）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

## オ 設計図書及び落札者決定基準に関する質問の取扱い

設計図書及び落札者決定基準に関する質問の取扱いについては、入札参加資格の確認結果通知時に通知する。

## 5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

### (1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

なお、提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成23年4月18日（月）午後5時まで

イ 提出場所 4(2)ア(ア)に同じ。

### (2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者及び耐震改修計画策定者等に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

### (3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、本件に配置予定の監理技術者については、平成12年度以降に、鉄筋コンクリート造の建築物の耐震改修工事において専任の監理技術者として配置された施工実績で、財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（CORINS）で確認できるものを実績として評価することとしている。

また、本件に配置予定の耐震改修計画策定者については、外付工法による鉄筋コンクリート造の2階建て以上の建築物において、耐震基準適合を証する書面の交付を



受けた耐震改修計画の平成12年度以降の策定実績を評価することとしている。

ただし、上記耐震改修計画の耐震基準適合を証する書面の交付者は、学識経験者等の建築構造専門家で組織される委員会等を設置した公的機関で、地方公共団体等が専門機能を有すると認めたものでなければならない。

## 6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) 契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。
- (5) 5(1)に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札への参加停止措置を行う。

- (6) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

## 7 入札方法等

### (1) 技術資料による提案の取扱い

落札者となった者から提出された技術提案書は、本件工事における設計図書の一部として取扱う。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)の方法により入札すること。
- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネット

を利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時的な使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

#### ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえで、ワード、エクセル（Office 2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

#### イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(7)の場所に持参すること。

- (6) 上記(5)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (8) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調

査基準価格を入札の前に公表する。

- (10) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。
- (11) 本件入札及び本件と開札日を同じくする他の同種工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る額の応札を複数の入札で行った場合には、その者の行った入札を無効とする。

## 8 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定等

### (1) 入札期間

平成23年5月9日（月）、10日（火）及び11日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札予定日時

平成23年5月12日（木）午前10時

### (3) 落札者の決定

落札決定に当たっては、落札者決定基準で示す評価項目のうち、基礎項目を全て満たしている提案を行った入札者の中から、入札者の提案等に対する評価項目ごとの得点の合計を、当該入札者の入札価格で除すことによって得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を、必要に応じて学識経験者への意見聴取を行ったうえで落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度にかかる調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

### (4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び総合評価点の順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類（契約課ホ

ームページ参照)を、平成23年5月16日(月)午後5時までに、4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。

(5) 低入札価格調査を経て落札者となった者の入札参加制限

本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日(当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日)まで、契約課が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

(6) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(7) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

(8) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、低入札価格調査を経て契約することとなった場合には、上記の1割を3割と読み替えることとする。

## 10 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

## 11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア)に同じ。

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

ウ 契約者が、非落札者に本件工事に係る設計業務を委託すること。

エ 非落札者が、契約者から本件工事に係る設計業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)